

議案第 16 号

向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正
について

向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正				現 行			
別表				別表			
種別	取扱区分		手数料	種別	取扱区分		手数料
ごみ	家庭系	定期	無料	ごみ	家庭系	定期	無料
		臨時	100リットルまでごとに 200円			臨時	100リットルまでごとに 200円
				事業系			100リットルまでごとに 300円
略				略			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。